

2008  
**4**

No.380



# よなばる

町のホームページ<http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/>

## 平成20年度 当初予算 ..... 2ページ

**5月5日(月)はごみ収集はお休みです。**

まちづくり課 ☎945-4688

### ブラジル・アルゼンチン移民100周年祝賀ツアー

沖縄からブラジル・アルゼンチンへ最初の移民から今年、100年目を迎えます。  
下記の日程で開催される祝賀ツアーの参加者を募集致します。

1. **ブラジル・アルゼンチン式典参加ツアー** 旅行費用：598,000円 (観光費用含む)
2. **親 戚 訪 問 ツ ア ー** 旅行費用：285,000円 (飛行機運賃のみ)
3. **ブラジル・アルゼンチン・ペルーツアー** 旅行費用：738,000円 (観光費用含む)

\* ブラジルVISA費と旅行傷害保険は含まれておりません。

### 参加者募集

参加ご希望の方は、企画総務課  
まで連絡をお願い致します。

**☎945-2201**

### 公共下水道 2月末 の普及状況

- ① 供用開始区域内の使用可能人口  
6,707人 先月比 (-232人)
- ② 供用開始区域内の使用人口  
3,533人 先月比 (+5人)
- ③ 使用人口率(水洗化率)  
**52.7%** ②/① 先月比 (+1.9%)
- ④ 供用開始区域内の使用可能世帯数  
2,417件 先月比 (+109件)
- ⑤ 供用開始区域内の使用世帯数(栓数)  
1,229件 先月比 (±0件)
- ⑥ 使用世帯数率  
**50.8%** ⑤/④ 先月比 (-2.4%)

●お問い合わせ 上下水道課 ☎945-3017

### 主 要 内 容

- 平成20年度 所信表明 ..... P 4
- 特定健診・がん検診等についてのお知らせです! ..... P12
- お〜いかんきょう..... P17
- お知らせ「税務課からのお知らせです」、他 ..... P18

4月1日現在 **人口** 15,672 (-33) **男** 7,624 (-8) **女** 8,048 (-25)  
( )は前月比 **世帯** 5,583 (+6)

## 平成20年度当初予算

# 総額 89 億 2,673 千円

## 一般会計59億87,495千円 特別会計29億15,178千円

平成20年度の与那原町の予算が第一回定例議会（3月定例議会）で可決されました。  
平成20年度の予算総額は、89億267万円。昨年度の当初予算と比べると16億5437万円（15.7%）の減となっています。



— 平成20年 新春マラソン —

### 一般会計予算総額、7億1,955万円（前年度比10.7%）の減

平成20年度の一般会計予算総額は、59億8,750万円で、前年度に比べ7億1,955万円、10.7%の減となっています。

これは、与那原中学校改築事業や道路改築事業などの事業費の減が主な要因となっています。

前年度と比べ予算総額は、減となっていますがそれでも財源不足が生じているため、平成20年度においても財政調整基金より6,044万円を取り崩して予算編成を行いました。

### 「地方再生対策費」の創設により地方交付税が増収、一方自主財源である町税については、減収

一般会計歳入について地方交付税が1億1,808万円、前年度比8.9%の増となっています。これは、「地方再生対策費」の創設や公債費に対する交付税措置分が増額したためです。しかし一方では、建設事業などの事業費の減により国庫補助金が5億2,168万円（24.9%）の減、町

債が1億3,890万（14.1%）の減また自主財源である町税が519万円（0.5%）の減となっています。

### 普通建設事業（学校改築や道路整備など）については減である一方、公債費や扶助費、繰出金が増額

一般会計歳出において、普通建設事業費の7億9,608万円（27.2%）の減額が最も大きく、ついで補助費等の2,618万円（5.2%）となっている。

増額となった項目としては、医療制度改革の一環として後期高齢者医療制度が施行され、それに伴う後期高齢者医療広域連合への負担金が新たに発生します。さらに扶助費が821万円（1.0%）、公債費が868万円（1.8%）などがあります。

#### ☆ 一般会計と特別会計

町の予算は一般会計と特別会計に分けられます。

#### 用語説明

一般会計は、民生費（福祉）、土木費（建設）、教育費（教育）などといった各事業を町税などによって賄う町の基本的な会計のことです。  
特別会計は、国民健康保険や公共下水道など特定の事業について、一般会計と切り離して独立した経理を行うものです。

#### ☆ 自主財源と依存財源

自主財源は、町税など町が自主的に収入できる財源のことです。依存財源は国や県から交付されたり、割り当てられる収入のことです。

#### ☆ 歳入と歳出

国または地方公共団体（県、市町村）の一般会計年度中におけるすべての収入と支出のことです。

#### 歳入用語

#### ☆ 町税

町民税や固定資産税など、皆さんが町に納めた税金

#### ☆ 地方交付税

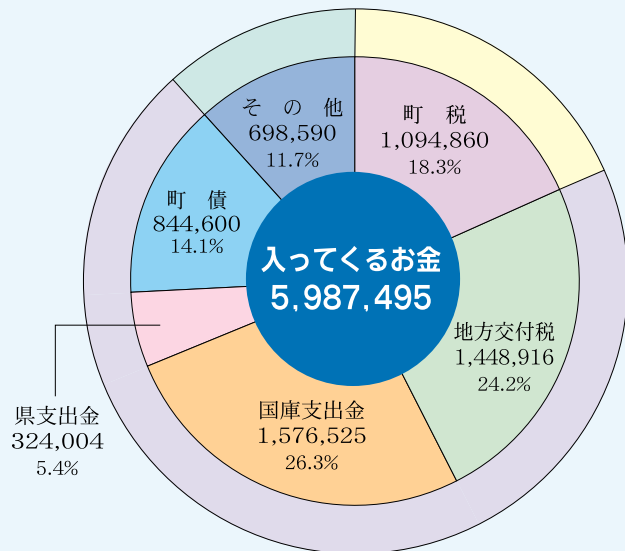
全国の市町村が同じ水準の行政を進められるよう、財政運営の均衡をとるために国から交付されるお金

# 平成20年度当初予算総括表

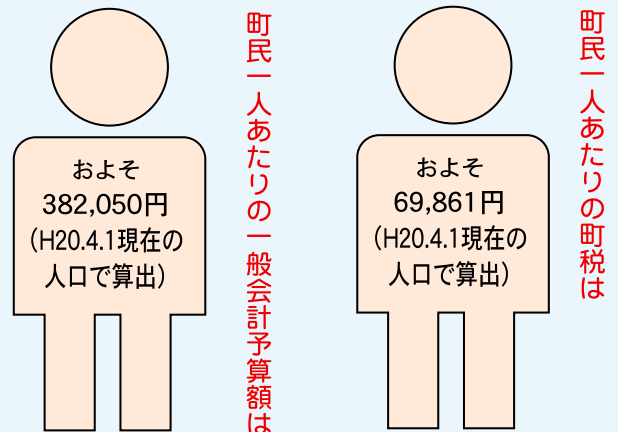
(単位:千円)

| 会計項目        | 本年度予算額    | 前年度予算額     | 増減額         | 伸率(%)   |
|-------------|-----------|------------|-------------|---------|
| 一般会計        | 5,987,495 | 6,707,048  | △ 719,553   | -10.73% |
| 特別会計        | 2,915,178 | 3,849,990  | △ 934,812   | -24.28% |
| 国民健康保険特別会計  | 1,687,207 | 1,717,086  | △ 29,879    | -1.74%  |
| 老人保健特別会計    | 123,585   | 1,161,340  | △ 1,037,755 | -89.36% |
| 公共下水道事業特別会計 | 486,505   | 571,485    | △ 84,980    | -14.87% |
| 後期高齢者医療特別会計 | 110,924   | 0          | 110,924     | 皆増      |
| 水道事業特別会計    | 506,957   | 400,079    | 106,878     | 26.71%  |
| 合計          | 8,902,673 | 10,557,038 | △ 1,654,365 | -15.67% |

## 一般会計予算 (単位:千円)



自主財源  
依存財源  
自主・依存含む



事項別は

## 町民一人あたりに使われる事項別お金

(平成20年4月1日現在の人口15,672人で算出)

※1円未満四捨五入の上調整しています。

|                 |          |     |          |
|-----------------|----------|-----|----------|
| 議会費             | 4,625円   | 商工費 | 645円     |
| 総務費             | 33,730円  | 土木費 | 113,199円 |
| 民生費             | 104,080円 | 教育費 | 61,188円  |
| 衛生費             | 17,278円  | 公債費 | 31,331円  |
| 農林水産業費          | 3,842円   | その他 | 12,132円  |
| 合計 およそ 382,050円 |          |     |          |

## 今年行われるおもな事業 (百万円)

| 事業名           | 事業費    |
|---------------|--------|
| マリンタウンC公園整備事業 | 670百万円 |
| 与那原中学校建設事業    | 436百万円 |
| 阿知利団地建設事業     | 383百万円 |
| 道路改築事業(3路線)   | 375百万円 |
| 後期高齢者医療事業     | 136百万円 |

- ☆ 国・県支出金  
事業などの特定の目的の財源として、国や県から交付されるお金
- ☆ 町債  
大きな事業を行うために、国などから長期的に借り入れるお金
- ☆ その他  
分担金及び負担金、寄付金、使用料及び手数料、財産収入など
- ☆ 歳出用語  
児童、高齢者、障害者などの福祉に要する経費
- ☆ 土木費  
道路建設や公園の整備、町営住宅の管理などに要する経費
- ☆ 教育費  
幼稚園、小中学校をはじめ生涯学習や文化振興などの教育全般にわたる経費
- ☆ 総務費  
町の総括的な事務事業、交通安全、防犯、防災対策等に要する経費
- ☆ 公債費  
町債(長期の借入金)の元金、利子の返済に要する経費

平成二十年度

# 所信表明

第一回与那原町議会定例会が行われました。  
初日、古堅國雄町長は予算を提出するに当たり、所信表明を行いました。  
その全文を紹介します。

## はじめに

平成二十年第一回与那原町議会定例会の開会にあたり、平成二十年度一般会計予算案をはじめ諸議案の説明に先立ち、今後の町政運営に対する所信の一端を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町長就任以来、まもなく二年目を終えようとしておりますが、この間、様々な行政課題に真摯に取り組んでまいりました。今後、町民のくらしを守るためには、公平・公正・まごころを施



策推進の基本として、全身全霊を傾けて職務を全うして行く所存であります。

これまで私は、機会あるごとにあらゆる場所で「町民が主役の町民のための政治」を政治信条として、町民協働のまちづくりを推進していくことを申し上げてまいりました。この信念は、ゆるぎないものであり、これからの町政運営に当たっても、常に町民の立場に立つて町民誰もが幸せを実感でき、誇りの持てる町づくりに邁進してまいります。

さて、本町が名実ともに「南部東地域における拠点都市」としてかつての賑わいを取り戻すために、マリントウン東浜の事業の成否が大きな鍵を握っているかと存じます。交通アクセスが良くなったことで東浜地区が注目されるようになりましたし、住宅地や商業地、業務用地の処分も好調に推移致しております。今後さらに国道バイパスは、東

浜地区と既存市街地を結ぶ橋梁工事も始まり、一部供用開始や町道六号線供用開始を平成二十一年度に予定致しております。

平成二十年四月には本町東浜地区が西原町の東崎地区とともに沖縄県の観光振興地域として指定されることになっております。また、民間で進めておりました大型商業拠点施設「あがり浜ショッピングセンター」も今秋オープン運びとなっております。また、C公園（仮称）についてもほぼ計画通り事業は進捗しており、東浜地区の新たなシンボルとして、また町民の憩いの場所、ウォーキングなどの健康づくりの拠点になるものと期待し、完成を待ち望んでいるところであります。

業務用地については、基盤整備は終了し、すでに複数の企業の進出が内定しており、第三期分譲も始まることから東浜地区が一気に活況を呈してくるものと期待をしております。

今年度は本町のマリントウン事業にとりましては重要な節目の年となります。その事業実施に当たっては、これまで同様、現場主義、実践主義、率先垂範をモットーに取り組んで行く所存であります。

さて、現在の地方自治体を取り巻く環境は大変厳しく、三位一体改革の地方財政への影響もまだ残り、多様化する行政需要に対しても財政上の理由から制約を受けるなど、先行き不透明な状況が続くことが想定されます。町税は僅かに増加している

ものの、扶助費等の増加はさけられず厳しい財政運営が見込まれております。

このような町政運営の実情についてご理解をいただきながら、これからの与那原町について多くの町民の皆様と意見交換をするため、平成二十年度は、平成十八年度にも実施しました「行政懇談会」を開催する予定であり、また「各種団体との意見交換会」も実施していきたいと考えております。これからのまちづくりには、町民の町政への期待や関心を高め、町民の声が届く、町民と共に歩む行政を実感していただくことが重要であります。そのためには、わたくし自身が積極的に町民の皆様のもとへ赴き、声を聞いてまいるとともに、各界各層の方々と幅広く意見交換できる機会を設け、信頼される町政運営に努めてまいります。



第三次総合計画が平成二十二年度に終了いたしますので、第四次の策定に向けて今年度

より取り組んでまいります。総合計画も含めて、これからのまちづくりは町民と行政の協働により創り上げていくことが強く求められています。そのためには、町民一人ひとりが地域社会の担い手として活躍し、能力や意欲を発揮できてこそ、地域に根ざした特色あるまちづくりの創出が可能です。地域の様々な課題に対し、町民と職員が互いに信頼し、影響しあい、高めあうことで真の分権型社会を構築していけると確信しております。

市町村合併についてであります。現在、政府は地方制度調査会等で道州制の議論を始めており、その動きを注視しながら検討すべきであります。わたくしは、市町村合併の真の目的は、行政運営の体制整備にあると考えております。すなわち、合併することにより現在よりも高度な行政運営が可能になり、住民の利便性、サービスが向上しなくては合併の意味は無いと考えております。合併の枠組みにつきましては、県が提案した枠組みを含め、町民にとつてより良い組み合わせを模索し、町民自ら決定していくことが極めて重要であります。

政府は、喫緊の課題である地方の再生に向けた自主的・主体的な地域活性化施策の充実に対処するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本として地方財政対策を講ずることとしております。その一環として、

て、地方財政計画の歳出に特別枠「地方再生対策費」を創設し、地域間の税収偏在の是正策による効果額を勘案して四千億円を計上し、地方交付税の算定を通じて、市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分することにしてあります。

さて、本町の平成二十年度歳入予算は、町税、地方交付税、臨時財政対策債等を含む一般財源総額で、地方交付税の増により対前年度三・五%の増を見込んでおります。地方交付税は対前年度八・九%の増となっております。

が生じ、財政調整基金より六千万円程度を取り崩す予定であります。

地方債残高も臨時財政対策債や投資的経費による起債の発行で年々残高も増え、平成二十年度末には五十二億円程度を見込んでおります。今後も、社会保障関係経費の増加、公債費の上昇、投資的経費の対応などに伴って、厳しい財政運営を強いられることが予測されます。

財政の健全化の推進については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の四指標を平成十九年度決算から公表することになっており、それに向けて必要な準備に取り組んでまいります。

まず、「マリンタウンプロジェクト」について申し上げます。

マリンタウンプロジェクト事業につきましては、平成八年に埋め立て工事に着手して以来十二年が経過し、事業もいよいよ最終段階となりました。ここ二、三年がこのマリンタウン事業の勝負の年であると考えており、基盤整備や土地分譲業務を始め、マリンタウンを核とした町全体の活性化に全力を挙げて取り組んでいくこととしております。



一方、歳出予算におきましては、医療制度改革の一環として、後期高齢者医療制度が施行されることに伴い後期高齢者医療広域連合へ新たな負担金が生じます。新規事業として与那原五号線道路改築事業（親川通り）を予定しております。また、継続事業としてマリンタウン関連事業、与那原中学校改築事業、阿知利団地改築事業、板良敷沿岸線道路改良事業等を予定しております。

一般会計予算規模としては、六十億円程度で対前年度一〇・七%程度の減を見込んでおりますが、社会保障関係経費の増加や投資的経費に対応するため平成十九年度に引き続き財源不足

以上、町政運営に当たつての基本的な考え方を申し上げますが、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、平成二十年度の主要施





期間内に完成させるよう県に積極的に働きかけて行きたいと考えております。

また、マリントウン事業の交通アクセスの中で最も大きなウエートを占める国道三二九号南風原与那原バイパスにつきましては、国道三二九号よりマリントウン地区への橋梁工事等が行われており、平成二十一年度の一部供用開始することになっておりますが、今後とも全面供用開始に向けて、南部国道事務所や関係機関への積極的な要請を展開していくこととしております。

### 次に、「生活環境」について申し上げます。

#### 一、道路整備について

平成二十年度の国庫補助事業としましては、平成十九年度から引き続き与那原六号線（恵比寿通り）の道路改良工事に伴う既存商店街の用地取得および物件補償や幹線一号線と国道三二九号の交差点改良工事に伴う物件補償を行ってまいります。

また、与那原六号線につきましては、平成二十年度中に橋梁が完成する予定となっております。既存市街地側の道路工事も、市街地とマリントウン地区を結ぶ道路として、平成二十二年の

供用開始に向け整備してまいります。

また、板良敷沿岸線につきましては、延伸部分の道路用地取得及び県道糸満与那原線向けに沖縄県施工の護岸工事に併せ盛土工事等を行い、早期に国道三三一号から県道糸満与那原線までの完全供用開始が出来るよう務めてまいります。

東浜地内につきましては、業務用地・住宅用地の分譲開始に伴い、今年度は補助幹線二号線の植栽工事を行ってまいります。

長年の懸案事項でありました新島から旧港児童公園までの既設護岸及びテトラポットは、平成二十年度の沖縄県の親水性護岸整備に併せて撤去を行います。その工事に併せ未整備であった護岸背後の管理用道路を町道として整備してまいります。親水性護岸整備終了後は、子供達や住民が水辺に親しみやすい空間づくりを目指してまいります。

#### 二、都市計画について

公園整備事業に関しましては、平成二十年度も引き続きマリントウンC公園整備工事を進めてまいります。多目的広場造成やトイレ設置工事を行い、半年ほど芝養生期間を経て平成二十年度中には、一部供用開始を行うこととなっております。

東浜の地区計画につきましては、今後も規制誘導による、景観に優れた住みよい街並みを形成してまいります。

#### 三、下水道事業について

本町の平成十九年度末における下水道接続可能人口普及率は、約四四・三％になる予定となっております。

平成二十年度は、補助対象事業費三億円を予定しており、その主な事業箇所として、江口・森下地内、新島地内、与原地内、東浜地内での污水管敷設工事、また、当添地内、与原地内、東浜地内の污水管詳細設計委託業務、板良敷地内の基本設計委託業務を実施していくこととしております。

今後も引き続き、町民の快適な生活環境の確保、公共用水域の水質保全、集中豪雨時の浸水から街を守ることを目的に下水道事業を着実に推進してまいります。

#### 四、水道事業について

第三次拡張事業では、既存地区での配水池とマリントウン東浜での配水管整備に取り組み、ほぼ計画通り実施してまいります。平成二十年度の事業として、平成二十年度の事業として、沖縄県が処分する中低層住宅用地の配水管布設工事

特に、昨年より取り組んでまいりました、本町東浜地区と西原町東崎地区の観光振興地区指定につきましては、マリントウンリゾート地域として本年四月に指定がなされることになっており、同観光振興地区の指定により、マリントウン地区への観光産業の誘致や本町の観光振興に大きく寄与するものと考えており、沖縄県、西原町、本町、与那原町商工会、西原町商工会の五者で昨年七月に結成しました「マリントウンまちづくり推進協議会」と連携し、マリントウン地区の活性化に取り組んでまいります。

東浜地区の土地分譲業務につきましては、県道糸満与那原線が昨年九月に開通したこと、また、景気の回復傾向と相まって、住宅用地、商業用地、業務施設用地とも順調に推移しており、平成十九年度は過去最も多くの土地分譲を達成しており、また、本年四月からは第三期の水路沿い住宅用地の分譲を開始することとしております。

今後、沖縄県が整備するマリノアを始めとして、ホテル・コンドミニアム用地の分譲、シンボル緑地、バスセンター用地及び住宅用地の整備につきまして、平成二十二年度までの事業

を予定しております。

また、長年の懸案事項でありました上下水道庁舎建設事業につきましましては、今年の八月頃に完成、移転する予定であります。財政状況につきましては、高度成長期に施設整備で借り入れた起債年利七%以上が昨年度、六%以上が今年度で補償金免除により繰上償還が承認されましたので、全体で約一億千万円程度の償還を見込んでおります。水道事業は、効率性の一層の向上を図り、独立採算性に立脚した健全経営基盤の強化に今後も取り組んでまいります。

#### 五、公営住宅について

町営阿知利団地は、平成二十年八月に建設工事に着手し、平



成二十一年七月には保育所部分の供用開始を予定しております。

団地入居者につきましては、既設の保育所の解体及び駐車場（広場）を整備し、平成二十一年十二月の入居開始を目指してまいります。

次に「産業の振興」について申し上げます。

#### 一、農業の振興について

沖縄県農業協同組合、生産農家及び製糖工場等の関係機関が連携・協力し合っており、現在の生産組合から国の補助を受けられる要件を満たす団体への移行を目指していきたくと考えております。また遊休農地解消のため、町

と一般企業とで協定を締結し、リース方式で農地を貸し出す「特定法人貸付事業」が本格的に始動しております。この事業により企業の活力を取り入れ、高齢化に伴う遊休地の増加に歯止めになるようにしていきたい、将来的には地域農作物のブランド化を目指したいと考えております。

#### 二、林業振興について

林業については、保育を中心とした流域公益保全林整備事業を継続実施してまいります。

#### 三、水産業振興について

町道板良敷沿岸線から当添漁港までの漁港関連道路については、本格的な道路本体工事着手するの併せて、用地補償を継続して行なっております。新しいひじき加工場及び乾燥施設の建設は平成二十年度中に完成予定となっております。さらに、与那原・西原町漁業協同組合では、直売店、レストラン等の建設についても検討しており、今後も漁業組合とも十分協議しながら漁業振興に努めてまいります。

#### 四、商工業の振興について

本町の商業につきましては、大型小売商業施設の近隣町への進出や購買形態の多様化により、

町中心商業地の空洞化が進んでおり、中心商業地の活性化に向けて抜本的な対策が必要であります。

今後、町道六号線（えびす通り）の整備や町道五号線（親川通り）の延長整備と併せて町中心商業地の一体的整備を推進することにしており、活性化の具体的な事項等について話し合うために、町商工会や各通商会を含めた「商店街活性化に関する意見交換会」も継続して開催してまいります。

また、東浜地区においては、今秋までには商業施設の核となる大型ショッピングセンターがオープンする予定であり、商業施設用地や業務施設用地への事業所や店舗等の進出と

相まって東浜地区の活性化に拍車がかかるものと考えており、町の商業全体への波及効果に期待しております。

工業の振興につきましては、特に本町の地場産品であります赤瓦やレンガをはじめとしたヤチムンについて、学校施設や公園施設を始め公共施設

に積極的にその利用を図ってまいります。

次に、「地域福祉の推進」について申し上げます。

急速に少子高齢化が進む中、福祉ニーズは多様化し、すべての町民が住み慣れた地域の中で安全・安心で自立した生活が送れるよう、地域全体で福祉サービスのあり方を考え推進する必要があります。そのためには、町社会福祉協議会や各区区長、民生委員児童委員等との連携をこれまで以上に強化し、その活動の支援、基盤強化に努め、福祉事業の充実と促進を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、



高齢者安心確保事業等諸事業を継続して実施し、高齢者が長年住み慣れた地域社会の中で、安心して生き生きとした暮らしが出来るように支援し、地域の福祉向上に努めてまいります。

また、介護保険制度においては継続して地域密着型サービスの整備環境を図ってまいります。

与那原町地域包括支援センターにおいては、今後も訪問・相談・介護予防事業等の更なる充実を図ってまいります。

これからの超高齢社会への対応に向けて、介護保険広域連合との連携をより密にし、安定した介護保険運営が図れるよう努めてまいります。

障がい福祉については、障がいのある方々の活動や社会参加を制限・制約している諸要因を除去するとともに、自らの能力を最大限に発揮し、あらゆる活動に参加・参画できるように引き続き支援してまいります。



平成二十年度においては、保険助成や、更正医療等の経済的支援につきましては引き続き実施してまいります。

児童福祉につきましては、多様な保育ニーズに対応するため、引き続き、延長保育を実施してまいります。また、町立保育所における障害児保育、法人保育園における一時保育事業の実施、認可保育所（園）における保育所地域活動、世代交流事業の実施及び無認可保育園への助成、新すこやか保育事業を継続して実施してまいります。

また、認可保育所（園）への入所については、継続して入所定員の弾力化を図ることで、待機児童の解消に努めてまいります。また、阿知利保育所については、阿知利団地との複合施設として改築することになっており、平成二十一年度の供用開始を目標に作業を進めております。保育所の運営は当面公立二保育所を維持運営していくことを前提として進めてまいります。将来にわたって公立二保育所を維持すべきか、民営化を推進すべきか保育所民営化検討委員会の中で議論し、方向性を考えてまいります。

子育て支援につきましては、町立保育所における保育所開放事業を継続して実施してまいります。また、子育て支援センター

「ひだまり」の活動内容や、あかぎ児童館の子育てサークルの育成支援の充実を図り、安心して子育てが出来る環境づくりに取り組んでまいります。また、児童の健全育成に寄与する児童館活動の充実を図るとともに、放課後児童健全育成事業として学童クラブに対する助成を継続して行なってまいります。

母子・父子家庭については、母子家庭等医療費助成事業を継続実施するとともに、各種手当制度、資金貸付制度などの周知に努め、日常生活における種々の問題解決のための相談・指導の充実強化を図ってまいります。

次に、「保健事業」について申し上げます。

平成二十年度は、国民健康保険の医療保険者として、国保加入者の健診受診率向上に取り組む、全町民が若年期から健康に関心が持てるよう、二十歳からの健診・保健指導の実施、中学生対象の食育教育などの健康づくりに取り組んでまいります。

## 一、「特定健診・保健指導」について

平成二十年四月から生活習慣病の発見並びに生活指導による予防を主な目的に、メタボリックシンドロームに着目した「特定健診・特定保健指導」制度が

医療保険者に義務化されスタートとなっております。

健診対象者の受診意識を高めるため、粘り強く継続的に広報・啓発活動を実施してまいります。また「疾病予防」に重点をおいた各種教室、学習会、研修会及び健康講演会を開催してまいります。

健診で所見のある方、生活改善を要する方に効果のある質の高い保健指導サービスを行い、町民の健康の保持増進に繋がること、町の医療費削減化に結びつくものと考えております。

## 二、母子保健事業の推進について

妊産婦の健診回数、公費負担の助成については二回を五回にし、また乳幼児の医療費助成についても通院及び入院も含めて、今後とも充実に努めてまいります。

少子化及び核家族化の進行による母親の孤立や、身体的・心理社会的な問題を抱えながらの出産及び育児は、育児不安の増大や産後うつ等の発症、ひいては児童虐待など様々な問題を引き起こす一因となることが指摘されており、訪問指導を継続実施し、支援が必要な家庭を早期に把握することにより、迅速に係関係機関と連携をとり、指導助言を行

いながら関わることで母子の健康の保持増進に努めてまいります。

### 三、健康づくりの推進について

「一に運動、二に食事、しっかり禁煙、最後にクスリ」の標語のとおり、健康的で良い生活習慣を実践することがメタボリックシンドローム予防の最善策だといわれておりますので町民に対して、マリントウン東浜を活用してのウォーキングを積極的に推進したいと考えております。そのためには健康保険課と関係課が連携し、区長会、老人会、婦人会、青年会、子ども会等との共同で「住民参加型」の運動プログラムを考えてまいります。

また「食育に関する啓発や食に関する体験学習」を促進し、「家庭や地域における食育の実践」の支援をするための取り組みも積極的に推進してまいります。

### 次に国民健康保険事業について申し上げます。

国民皆保険制度を堅持し、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費の適正化、新たな高齢者医療制度の創設、都道府

県単位での保険者の再編等を内容とする医療保険制度改革関連法が平成十八年六月に成立し、現在、段階的に施行・実施されております。

特に国民健康保険については、財政運営・安定化のため、保険財政共同安定化事業が創設・実施されるなど、国民健康保険の財政基盤の強化が図られているところであります。国民健康保険の賦課基準につきましては、医療給付費基礎賦課額、介護納付金賦課額の現行二本立てが、平成二十年度からは、更に後期高齢者支援金等賦課額を加え三本立てになってまいります。

平成十九年十二月末で被保険者数は六、五七六人で加入率四一・九％、加入世帯は三、〇六八世帯で世帯加入率五五・〇％となっており、割合は前年より世帯加入率で（四九世帯、一・九％）減少しております。

自主財源確保の観点から平成二十年度における国民健康保険税の徴収率・向上対策については、徴収対策方針に基づき、体制強化を図り、全庁体制での夜間訪問・納付指導を行なうことで徴収率の向上に努めてまいります。

医療費の現状については、療養諸費一人当たり費用額平成十八年度決算を対前年度比較で見

た場合は、一般分療養諸費二・九％、老健分療養諸費一・一七％とそれぞれ減となっており、退職者分療養諸費のみ九・四％増となっております。全体で見ただけでは、当該一人当たり費用額は減少しており、医療費適正化対策による改善が見られます。

しかしながら、本町の国民健康保険の財政状況は、平成十九年度決算見込みにおいても、医療費の支払いが、国民健康保険税や国庫支出金等では賄うことができず、一般会計から繰り入れることにより赤字を回避しており、非常に厳しいものとなっております。

### 次に高齢者医療保険制度について申し上げます。

新たな高齢者医療保険制度である後期高齢者医療制度が、平成二十年四月から施行されます。県内においては全市町村で構成する沖縄県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、財政責任の所在を明確化し、同時に事業規模の広域化によって、財政の安定化を図ることになってまいりました。同制度が円滑に導入されるために、広報活動は非常に重要となります。制度全般にわたる疑問・質問に関しては

役場窓口での丁寧な詳細説明によりご理解をいただき、同制度への円滑な移行を図れるよう最大限の努力を行ってまいります。

次に、「環境衛生」について申し上げます。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき都道府県及び市町村は京都議定書目標達成計画に即して、温室ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（実行計画）を策定することが義務付けられており、平成二十年度はこの実行計画を作成してまいります。平成二十一年度以降は、この実行計画に基づき温室効果ガスの排出量の削減に向けた取り組みを開始する予定であります。

生活環境保全に向けては、不法投棄対策として地域住民や警察署との十分な連携の下、一層のパトロール強化を図るとともに、看板設置等により不法投棄の未然防止に取り組んでまいります。



ます。

南部広域市町村圏事務組合において懸案であった葬祭場建設が、平成二十年度から本格的な取り組み開始となっております。葬祭場の名称も南部広域圏南斎場とし、本町からも一名職員を派遣し、基本構想の策定や建設位置の選定などを行い、平成二十三年度に建設工事を予定しております。

サザンクリーンセンター推進協議会（サザン協）の施設建設については、施設建設選定部会より①被覆型最終処分場、②被覆型最終処分場＋灰溶融施設、③ガス化溶融施設の3案が答申されました。その後、理事会で



は三案を軸に検討してきましたが、新たな既存施設への直下型溶融施設についても検討対象にすることとしております。また、糸満市においては、南部地区廃棄物処理施設整備推進協議会（南廃協）事業を清算し、新たにサザン協に加わるための規約改正の同意を得ております。糸満市においては当面は既存施設を改良していく方向で作業が進められていますが、将来的にはサザン協に加入する意向を示しており、その推移を見極めなければなりません。今後のサザン協の取り組みとしては、当面は、東

部清掃施設組合、島尻消防清掃組合及び糸満市・豊見城市清掃施設組合の既存施設を使用しつつ、焼却残渣については倉浜衛生施設組合に一時的に保管（しばらくの間、東部清掃施設分は処理）していることから一日も早く最終処分場問題について解決の糸口を模索しなければなりません。そのために、将来、糸満市を含め一体となった方向性を示し、ごみ処理施設計画の広域化に向けた取り組みを引き続き検討していくことを確認しております。

次に、「教育、文化、スポーツの諸施策」について申し上げます。

### 一、学校教育の充実

生きる力を育むための基礎となる「基礎学力の確実な定着」を図るため、学力向上対策の主要施策を着実に実施して、学ぶ意欲や自ら考え主体的に判断する力などの「確か

な学力」の定着に努めてまいります。

特別支援教育につきましては、各学校に「特別支援教育支援員」を配置し、その充実を図ってまいります。さらにキャリア教育充実の観点から、町商工会等関係諸団体との連携を深め、推進してまいります。

「豊かな心の育成・充実」については、町学校カウンセラー・教育相談補助員を引き続きゆめなり教育相談所に配置し、不登校やいじめなどの未然防止や早期発見・早期対応が行えるよう教育相談体制の充実を図ってまいります。

「地域に開かれた信頼される学校づくり」のために、学校運営の自己評価システムの実施を通して「公約・公開・公表」を実施するとともに、地域との連携の強化、地域人材の学習活動への積極的な活用、学校評議員制度の充実を図ってまいります。小・中学校での英語教育の充実を図るため、引き続き「語学指導等を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）によるALT（外国語指導助手）一名と町単独予算で外国語指導助手一名を採用し、中学校での英語教育を強化致します。また、小学校での外国語指導助手を活用したTT授業の充実を図ってまい

ります。

人材育成事業の一環として中学生を対象に夏休み期間中に実施している「海外短期留学派遣事業」についても、町育英会と連携し、継続実施してまいります。

学校施設の整備では、与那原中学校の校舎改築事業を継続実施し、教育環境の改善を図ってまいります。

幼稚園教育に

ついては、幼児期の特性を踏まえ、家庭との十分な連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために、幼児一人ひとりの望ましい発達を促す幼稚園教育の充実を図ってまいります。

### 二、学校給食について

各学校での栄養指導を中心とした実践的、総合的な「食育教育」の充実にも努めてまいります。学校給食費の徴収については、保護者の皆様への口座振替による納付へのご協力をお願いしていくとともに、学校と連携し、



給食費徴収の強化に取り組んでまいります。

給食センターの民営化問題につきましましては、与那原町学校給食センター公設民営化検討委員会において給食センターの運営方法（民営化を含めて）について検討してまいります。

### 三、社会教育・文化・スポーツの振興

町民の学習のニーズに応えるために「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められており、文化・スポーツ活動を

含めた多様な学習活動のための施策を推進してまいります。

公民館活動については、コミュニティセンターを生涯学習の拠点として、サークル活動や各種事業、学校教育との連携を図るとともに、青少年・盛年・高齢者の連携した事業の実施や、町民の多様なニーズに応える学習機会の場を提供してまいります。

図書館については、地域を支える情報拠点をめざしながら、図書資料の充実・整備を図っていき、子どもの読書活動推進にも努めてまいります。

文化事業については、文化フ

ェスティバルの開催を通して、町民が文化とのふれあいが出来るよう推進し、併せて町文化協会等の幅広い芸術活動を支援してまいります。

文化財については、その周知、保護に努めるとともに資料収集を行い、新たな文化財の指定に努めます。また、町史編集については、与那原町の貴重な文化の継承や戦時記録編の編集の確立及び資料収集に努めてまいります。

網走資料館については、引き続き資料収集に努め、町内外への展示の公開により、更なる内容の充実を図るとともに、児童・生徒への総合学習

の支援をしてまいります。

社会体育については、社会体育施設の利用改善に努め、また、学校施設の運動場等スポーツ施設を町民に広く開放し、町民の健康づくりや交流の場としての利用促進に取り組んでまいります。また、各種事業の実施も含めて町民の健康づくり・活性化を関係機関・団

体と連携を図りながら生涯スポーツの振興に努めてまいります。

青少年健全育成活動については、特に青少年の飲酒問題、いじめ・自殺・DV等問題解決に向けて今後とも関係機関・団体等と緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努めてまいります。

## おわりに

平成二十年度は、沖縄振興開発計画中、最後の実施計画となる第三次分野別計画がスタートする年であり、呼応して本町にとりまして、マリントウン東浜地区における観光振興地区指定を受け、観光・リゾート産業及び商工業の振興と企業誘致等が推進できるよう努めてまいります。

今年度は、引き続き学校改築や阿知利団地改築、新規の道路事業など事業費としては、平成十九年度に比べて若干減少するものの同様に事業が展開されてまいります。一方、行財政運営は、地方交付税と国庫支出金に大きく依存した構造に変わりはなく、厳しい状況下にございます。

このように厳しい財政状況の下、限られた財源の中で必要な施策・事業を着実に実施するため、より簡素で効率的な行財政

運営に取り組まねばなりません。また、平成二十年二月に発足した自立促進委員会（仮称）の提言等を充分に尊重しながら、町政運営並びに町民福祉の向上に努めてまいります。

次に、今議会に提案いたしました予算案について、ご説明申し上げます。

平成二十年度の各会計予算案につきましては、これまで申し述べました諸施策を実施するため次のように編成いたしました。

（表参照）

以上、六会計で、八七億九、三九九万一千円の予算規模となっております。また、平成十九

|             |             |
|-------------|-------------|
| 一般会計        | 5,987,495千円 |
| 国民健康保険特別会計  | 1,687,207千円 |
| 老人保健特別会計    | 123,585千円   |
| 公共下水道事業特別会計 | 486,505千円   |
| 水道事業会計      | 398,275千円   |
| 後期高齢者医療特別会計 | 110,924千円   |

年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算五件を提案致しております。

予算案以外の議案と致しましては、学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、後期高齢者医療に関する条例など条例七件、その他二件などを提出致します。なにとぞ慎重審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成二十年度の町政運営に当り所信の一端を申し述べ、主要施策の概要説明を致しましたが、本町は、平成二十一年四月に町政施行六十周年という大きな節目を迎えます。本町六十年の歴史と新たな時代への責務をしっかりと受け止め、さらなる一歩を踏み出してまいります。すべての町民が安心して暮らすことができる未来へと持続するまちを、町民とともに創造していくことが、わたくしに課せられた使命と肝に銘じ、町政運営に邁進する決意でございます。町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の所信表明と致します。

平成二十年三月十日  
与那原町長 古堅 國雄

# 特定健診・がん検診等についてのお知らせです！

## 特定健診・がん検診の受診券は届きましたか？

平成20年度から  
住民健診が  
変わります！

### ★1.各健診の名称と対象者が変わります

平成20年度から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）などの生活習慣病予防が必要かどうかを特定することを目的に、「特定健診」がスタートします！対象者は、年度年齢（平成20年4月1日～平成21年3月31日までに迎える年齢）が40歳～74歳の方で、健診の実施主体は医療保険者になります。皆さんが加入されている医療保険をご確認ください。与那原町特定健診対象者は年度年齢が40歳～74歳の国保加入者となります。

特定健診対象外の年齢の方たちの健診は、町では「一般健診」といいます。  
がん検診の対象者はこれまで通りです。

### ★2.各健(検)診の対象者ごとに受診券が発行されます

【表1：与那原町健康保険課からの健(検)診受診券発行の有無】

|               | 特定健診◎（または一般健診○）                  | 各がん検診          |
|---------------|----------------------------------|----------------|
| 20～39歳全員      | ○                                | ×（女性のみ婦人がん検診○） |
| 40～74歳の国保     | ◎                                | ○              |
| 40～74歳の国保外    | ×<br>各医療保険者へお問い合わせください           | ○              |
| 75歳以上の方       | ×<br>沖縄県後期高齢者広域連合<br>へお問い合わせください | ○              |
| 40～74の生活保護受給者 | ○                                | ○              |

【表2：与那原町一般健診およびがん検診委託医療機関】○＝実施、×＝実施なし

|                     | 一般健診                      | 肺がん | 胃がん | 大腸がん | 子宮がん | 乳がん   |
|---------------------|---------------------------|-----|-----|------|------|-------|
| 1 与那原中央病院           | ○                         | ○   | ○   | ○    | ×    | ×     |
| 2 ながみね内科            | ○                         | ○   | ○   | ○    | ×    | ×     |
| 3 中村医院              | ○                         | ×   | ×   | ×    | ×    | ×     |
| 4 まつだクリニック          | ○※                        | ○   | ×   | ○    | ○    | エコーのみ |
| 5 沖縄県総合保健協会         | ○                         | ○   | ○   | ○    | ○    | ○     |
| 6 沖縄第一病院            | ○                         | ○   | ○   | ○    | ×    | ○     |
| 7 沖縄赤十字病院           | ○                         | ○   | ○   | ○    | ○    | ○     |
| 8 沖縄協同病院            | ○                         | ○   | ○   | ○    | ○    | ○     |
| 9 沖縄メディカル病院         | ○                         | ○   | ○   | ○    | ×    | ×     |
| 10 みなみ野クリニック        | ○                         | ×   | ×   | ×    | ×    | ×     |
| 11 南部徳洲会病院          | ○                         | ○   | ○   | ○    | ○    | ○     |
| 12 いちよう内科あ・し・と・み    | ○                         | ×   | ×   | ×    | ×    | ×     |
| 13 アドベンチストメディカルセンター | ○                         | ○   | ○   | ○    | ○    | ○     |
| 14 ハートライフ病院         | （ハートライフ病院人間ドック受診希望の方のみ実施） |     |     |      |      |       |

※まつだクリニックでは特定健診は行っていません。

チェック！

受診時には必ず  
「保険証」も一緒に  
お持ちになってください！

健診を受けたい医療機関を選んで、  
受診希望の日を自分で予約します！  
電話番号は受診券を確認してください。



### ★3. 受診方法

- ① がん検診は表2の医療機関の中から1ヶ所を選び、ご自分で直接電話予約をします。特定健診はがん検診実施医療機関（まつだクリニックを除く）以外にも医師会に加入している一部医療機関で受けることができます。受診を希望される医療機関へ直接お問い合わせください。
- ② 電話予約の時に、希望する受診券の種類を伝えてください。
- ③ 予約をした受診日の前日から当日にかけては、受診券に記載されている注意事項をよく読んで受診するようにしてください。

※集団健診を受診される方は、電話予約は必要ありません。

### ★4. 20歳～39歳の方の健診について

与那原町では20歳～39歳の方たちの健診も特定健診と同等の内容で実施します。

したがって、表2の医療機関だけでなく、特定健診を実施している医師会加入医療機関ならどこでも受診することができます。受診を希望される医療機関へ直接お問い合わせください。受診の際には、「一般健診受診券」が必要です。

なお、20歳以上女性の婦人がん検診受診については、受診券に記載されているとおりです。

### ★5. 国保人間ドックについて

平成20年度からは、健康保険課が実施してきた「与那原町人間ドック」はなくなります。ただし、40歳以上の国保加入者の方で、表2のがん検診委託機関で行われている人間ドックを受診希望される場合は、電話予約の際に申し出てください。補助額を引いた差額分を自己負担することで受けることができます。自己負担額は、受診される委託機関ごとに異なりますのでご了承ください。

※各機関での人間ドック受診の場合は、「特定健診（一般健診）受診券」と「がん検診受診券」の両方が必要です。

※人間ドックと各健（検）診の重複受診はできません。

※町から届く「受診券(はがき)」をよく読んでください。  
また、受診券は医療機関で回収しますので、受診日まで失くさないように大切に保管してください。



**与那原町にお住まいの妊婦さんへ**  
平成20年4月1日から  
妊婦健診の公費負担回数が5回になります

妊娠中は体が急激に変化する時期です。妊婦さんは安心安全なお産のため、妊婦健康診査を受ける必要があります。

妊婦健康診査は、保険適用外のため、その費用が全額自己負担となります。

与那原町では平成20年4月1日から、妊婦健康診査費用の公費負担回数を2回から5回に増やします。なお、**4月1日以降は母子手帳交付時に発行した妊婦健診受診票は使用できません**のでご注意ください。

○対象 与那原町に住民登録がある妊婦（外国人登録の方も含む）  
※くわしくはお問い合わせ下さい。

●お問い合わせ 健康保険課 ☎946-6633





● 県内初!

遊休農地を企業に貸付

Ⅱ 特定法人貸付事業 Ⅱ

三月十七日、町内の遊休農地を企業に貸付ける「特定法



人貸付事業協定(板良敷地区)をアグロオーガジヤパン(社長 伊佐尚子・宜野湾市)と締結しました。

二〇〇五年に農業経営基盤強化促進法改正により、同事業が新設され、県知事の同意を得て貸借方式による農地利用が可能になったことを受け、農家の高齢化や担い手の減少から将来、遊休農地の増加が予想されることから、同事業で遊休農地解消と、地域の活性化を図ることを目的としています。

アグロオーガジヤパンは、板良敷地区内、一七二〇平方メートルの遊休農地を貸借し、有機農産物の栽培を行います。将来的に、ブランド化された与那原産の農産物の流通に期待が寄せられます。

● 町立小学校で卒業式

三月二十一日、与小、与東小両小学校で卒業式が行われました。



与那原東小学校



与那原小学校

卒業生は、学校長から卒業証書を受取ると、将来の夢を全員が、「元氣一杯発表しました。今年の卒業生は、与小一〇四人、与東小八一人となっています。

● 東部清掃施設組合

● 識見監査委員に  
東恩納 盛一氏を選任

二月二十七日付、東部清掃施設組合議会二月定例会(第一回)において、東恩納盛一氏(五九



(旧知念村役場収入役)が識見監査委員として同意され、三月四日に管理者新垣正祐氏(西原町長)より辞令が交付されました。任期は四年間です。

● 環境衛生の向上と循環型社会への一歩

三月二十九日、東部清掃施設組合は、排ガスを処理する集塵装置の基幹的改良工事の終了に伴い、竣工式が行われました。

同組合管理者 新垣正祐(西原町長)は「美しく青いこの地球環境を守るため、環境に



お願いします」と挨拶を述べました。

今回の装置改良により、煤塵及びダイオキシン類の排出が大幅に抑制されることになりました。

● 防犯カレンダー



三月十九日、子ども達の防犯意識の向上と地域への啓発を目的として、防犯標語の募集が町内小中学校を対象に行われ、優秀作品の表彰が行われました。

応募数三二七点の中から、知念里奈さん(与中二年)、知



● 東浜自治会長に  
國 仲 健 次 氏

四月一日付けで、東浜自治会が誕生し、初代自治会長に國仲健次氏(五八)が就任しました。

「東浜自治会は、ゼロからのスタートとあり、様々な準備が必要です。町並びに関係機関とのパイプ役として積極的に行動し、よりよい環境整備のために自治会内の住民の声に真摯に耳を傾け、粉骨碎身がなりたい」と就任の豊富を語りました。

# いこよう！ 図書館



【火～金】午前10時～午後7時  
【土・日】午前10時～午後5時  
【休館日】月曜日、第4金曜日（資料整理日）

## 図書館 カレンダー

### 与那原町立図書館

与那原町字与那原 712 番地 ☎946-6959

新しく入った本・ビデオ

一般図書

モンスターペアレント:ムチャをねじ込む親たち  
クララ白書1・2  
世界のみなと物語  
★甘い葉害(上)(下)

著者名  
本間正人  
氷室冴子  
港湾空間高度化環境研究センター  
ジョン・グリシャム

出版社  
中経出版  
集英社  
港湾空間高度化環境研究センター  
アカデミー出版

→意に反し公選弁護士になってしまったおぼっちゃま法律家のクレイが事件に巻き込まれ…。

児童図書

ねえ  
とうさんはタツノオトシゴ  
★みんなでぐるぐる回文あそび:赤の巻

著者名  
谷川俊太郎・覚和歌子  
エリック・カール  
ながた みかこ

出版社  
フレーベル館  
偕成社  
汐文社

→はじめからでもおわりからでも、同じになるのが回文だ。「ごち、イチゴ!」「サルでもモデルさ」どう?

郷土図書

福木の郷  
沖縄県職業安定行政のあゆみ  
★沖縄文化の軌跡 1872-2007

著者名  
山里 政一  
あゆみ編集委員会  
沖縄県立博物館美術館

出版社  
山里 政一  
あゆみ編集委員会  
沖縄県立博物館美術館

→2007年11月に博物館とともに開館した際の記念展図録。戦前から現代の沖縄文化を紹介する。

ビデオ

★NHK囲碁講座 2008年4月号

—

N H K 出版

→テレビ講座は「レドモンドの基本は格言にあり」 今月のテーマは「布石の構想」です。

### お知らせ

「こどもたちにもっとよい本を!もっと読む場所を!」と昭和34年に始まった「こどもの読書週間」も今年で第50回。4月23日～5月12日まで全国で実施されます。町立図書館も、今年のテーマ「こんにちは、新しい本」にそって、おすすめの児童書展や行事を計画しています。どうぞご利用下さい。

### 3月の利用状況

|      |        |
|------|--------|
| 登録人数 | 36人    |
| 貸出人数 | 1,819人 |
| 貸出点数 | 4,762点 |
| 開館日数 | 24日    |

印は休館日です

| 5月   | 4月   |
|------|------|
| 1 木  | 1 火  |
| 2 金  | 2 水  |
| 3 土  | 3 木  |
| 4 日  | 4 金  |
| 5 月  | 5 土  |
| 6 火  | 6 日  |
| 7 水  | 7 月  |
| 8 木  | 8 火  |
| 9 金  | 9 水  |
| 10 土 | 10 木 |
| 11 日 | 11 金 |
| 12 月 | 12 土 |
| 13 火 | 13 日 |
| 14 水 | 14 月 |
| 15 木 | 15 火 |
| 16 金 | 16 水 |
| 17 土 | 17 木 |
| 18 日 | 18 金 |
| 19 月 | 19 土 |
| 20 火 | 20 日 |
| 21 水 | 21 月 |
| 22 木 | 22 火 |
| 23 金 | 23 水 |
| 24 土 | 24 木 |
| 25 日 | 25 金 |
| 26 月 | 26 土 |
| 27 火 | 27 日 |
| 28 水 | 28 月 |
| 29 木 | 29 火 |
| 30 金 | 30 水 |
| 31 土 |      |



自主性・規律・協同・友愛等の精神を楽しく身に付けることを主に、ジュニアリーダー(中・高校生会員)がカリキュラムを作成、ジュニアリーダーのリードで楽しく研修を終える事が出来ました。参加者の山内勇輝君(新島でいご子ども会)は「研修を通してジュニアリーダーの人達と仲良くなれました。参加して良かったです」と感想を述べていました。

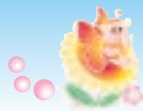
三月二十六日～二十七日の二泊二日間、町内子ども会高学年生を対象に、宿泊研修会を「沖縄県石川少年自然の家」で行い、二十八人が参加しました。

### 与那原町 ジュニアリーダークラブ 宿泊研修会

例:戦前の写真、軍服、軍人手帳、千人針、国旗、手紙、日記など

戦前・戦中の「モノ」、探しています。  
沖縄戦の間き取り調査とあわせて、次のようなものをお持ちの町在住者または町関係者を探しています。歴史を語る資料ですので、心当たりの方は、ぜひご連絡をお願いします。

連絡先:町史編集室  
☎八七二一九八八 FAX八七二一九八二



## 「ひざし」へ行ってみよう！



しょうがい者交流センターひざしでは、今年度もいろいろな事業を開催していく予定です。

### 4 月 行 事 予 定

#### \*\*\* 園芸活動 \*\*\*

日時／平成20年4月18日(金) 10:30～  
場所／交流センターひざし花壇にて

#### \*\*\* ゆんたく会 \*\*\*

日時／平成20年4月25日(金) 14:00～15:30  
場所／交流センターひざしにて

### 5 月 行 事 予 定

#### \*\*\* 手話教室① \*\*\*

日時／平成20年5月12日(月) 10:30～12:00  
場所／交流センターひざしにて

#### \*\*\* 施設見学 \*\*\*

日時／平成20年5月14日(水)  
(只今、調整中のため、詳細は未定です)

#### \*\*\* ゆんたく会 \*\*\*

日時／平成20年5月23日(金) 14:00～15:30  
場所／交流センターひざしにて

#### \*\*\* 手話教室② \*\*\*

日時／平成20年5月26日(月) 10:30～12:00  
場所／交流センターひざしにて

#### \*\*\* 環境美化活動 \*\*\*

日時／平成20年5月30日(金) 10:30～11:30  
場所／交流センター近辺清掃活動



● 毎月第4金曜日は「ゆんたく会」の日です。  
いろいろな人との出会い、交流を深めてみませんか…。

今後も、新しい事業が始まります。  
随時紹介しますので、興味のある方は、是非一度交流センターひざしまで足を運んでみませんか？

### 募 集 中

#### 手話講習会受講生

実際に手話を使っている聴覚障がい者の方が講師を務めます。  
楽しみながら、手話を学んでみませんか？！

日 時／5月からの第2・4月曜日 午前10時～12時

参加料／無料

対象者／町内在住の方ならどなたでも。

#### ボランティア

ひざしでは、ボランティアを募集しています。自分の空いているちょっとした時間にひざしに来るみなさんと囲碁や将棋、ゆんたくをしたりして交流を深めてみませんか？また、毎月3～4回程度の事業を開催しています。事業のお手伝いをしてくれる方も大歓迎です。まずは、ひざしへ足を運んでみませんか。

### しょうがい者交流センターひざし 自主活動グループ「障がい者作品展準備委員会」よりお知らせ

障がい者作品展準備委員会では、町内のしょうがい者の作品展を平成20年10月20日～24日の日程にて行なう予定です。それに伴い、作品を募集しています。作品は、工作・木工・手芸・絵・編み物・文芸・写真、その他いろいろ上手・下手を問いません。多数の方が参加することをお待ちしています。  
(作品は一人1～3品をお願いします)

お問い合わせ しょうがい者交流センター ひざし 作品展準備委員会 (金城・高良・宮良・當間)

### 相談窓口を開設します

「しょうがい者交流センターひざし」にて相談窓口を開設します。  
事前に予約が必要ですので下記までご連絡ください。

サテライト相談窓口

毎月第1火曜日 午後2時～4時  
※5月の相談は5/13日(火)です。

- 対 象
- ①障がいのある当事者及びその家族
  - ②サービス提供事業所
  - ③その他関係者(保育園、学童クラブ等)

相談支援専門員のご紹介

随時、障がいのある方とその家族の方からの相談に応じ、必要な情報提供やアドバイス、その他障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。

- 地域生活センター Enjoy (溝口 哲哉) 「知的・身体担当」
- 地域生活センターてるしの (城間 優) 「精神担当」
- さ ぼ と せ ん た い (小浜ゆかり) 「児童担当」

予約は  
ひざしへ

お問い合わせ 町しょうがいしゃ交流センター ひざし ☎ 882-8357 FAX 882-8358

**5月5日（月）は、ごみ収集はお休みです。**

## 犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防法により飼い主は、生後3ヶ月以上のすべての犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。まだ登録してない犬は、登録と予防注射を受けなければなりません。

犬の鑑札と注射済票は必ず犬につけましょう。なお、登録した犬が死亡したり、所有者等の変更がある場合は町役場に届出する必要があります。

平成20年度も右記の日程で登録及び狂犬病予防集合注射を行います。

指定された日時に都合が悪い場合はいずれの日時でも受けられます。

◎手数料（\*おつり銭のないようにお願いします。）

| 手 数 料 の 種 類                           | 金 額    |
|---------------------------------------|--------|
| 犬 の 登 録 手 数 料                         | 3,000円 |
| 狂犬病予防注射手数料 (2,450円) 注射済み票交付手数料 (550円) | 3,000円 |
| 犬 登 録 鑑 札 再 交 付 手 数 料                 | 1,600円 |

※平成20年度も社団法人 沖縄県獣医師会と「狂犬病予防法による登録事務等に関する委託契約」を締結しましたので下記の動物病院で犬の登録及び注射済票の申請・交付が受けられます。

| 動物病院名       | 獣医師名    | 住 所                    | T E L    |
|-------------|---------|------------------------|----------|
| ほんだ動物病院     | 本 田 善 美 | 与那原町字与那原 3062          | 944-2427 |
| ひろみ動物クリニック  | 城 間 ひろみ | 与那原町字与那原 3587          | 946-9311 |
| さくらペットクリニック | 親 泊 宜 子 | 南風原町字与那覇 507-1 ( 1 F ) | 888-1525 |
| くどう動物病院     | 工 藤 俊 一 | 南風原町字兼城 716-11         | 888-3514 |
| よつは動物病院     | 上原美智代   | 南風原町字新川 95-4           | 889-6431 |
| ピュアペットクリニック | 野 中 哲   | 那覇市繁多川 4-22-1          | 884-8161 |

お問い合わせ まちづくり課 環境衛生係 ☎945-7244

## 狂犬病予防注射実施予定表

| 5月11日(日) |               |                 |
|----------|---------------|-----------------|
| 地区名      | 時間・場所         |                 |
| 当添区      | 午前 9:00～10:20 | とうしむらやー         |
| 板良敷区     | 午前10:40～11:50 | 板良敷公民館<br>(下広場) |
| 江口区      | 午後 1:30～ 2:10 | 江口公民館           |
| 港区       | 午後 2:30～ 3:30 | 港区集会場           |
| 中島・新島区   | 午後 3:50～ 4:30 | 親川広場            |

5月18日 (日)

| 地区名    | 時間・場所         |        |
|--------|---------------|--------|
| 与原・東浜区 | 午前 9:00～10:30 | 与原公民館  |
| 浜田区    | 午前10:50～11:40 | 与小学校前  |
| 大見武区   | 午後 1:30～ 2:30 | 集落センタ― |
| 森下区    | 午後 2:50～ 3:30 | 森下公民館  |
| 上と那原区  | 午後 3:50～ 4:40 | 役場玄関前  |

## 与那原町職員人事異動

(平成20年4月1日付)

| ☆課長級            | 氏名       | 新所属・職名                     | 旧所属・職名         |
|-----------------|----------|----------------------------|----------------|
| 諸見里             | 均        | 住民課長（昇任）                   | 学校教育課長補佐       |
| 伊集京美            |          | 健康保険課長（昇任）                 | 健康保険課長補佐       |
| 島袋義次            |          | まちづくり課参事                   | 住民課長           |
| ☆補佐級            |          |                            |                |
| 徳村孝子            |          | 学校教育課補佐（昇任）                | 税務課主査          |
| 宮平律子            |          | 健康保険課補佐（昇任）                | 企画総務課主任        |
| 中村孝             |          | 上下水道課補佐（昇任）                | 上下水道課主任        |
| 上原謙             |          | 税務課補佐（昇任）                  | 税務課主任          |
| 新里健             |          | 企画総務課補佐（総務）（昇任）            | 福祉課主任（介護保険連合）  |
| 照屋基             |          | 企画総務課補佐（財政）（昇任）            | 税務課主任          |
| 嘉数桂子            |          | 福祉課浜田保育所所長（昇任）             | 福祉課浜田保育所保育士    |
| 仲程涼子            |          | 福祉課阿知利保育所所長（昇任）            | 福祉課阿知利保育所保育士   |
| 瀬底雄子            |          | 生涯学習振興課補佐                  | 税務課補佐          |
| 諸見里一            |          | 出納室補佐                      | 生涯学習振興課補佐      |
| 城間秀盛            |          | 上下水道課補佐                    | 企画総務課補佐        |
| 石川毅             |          | 学校教育課補佐                    | 上下水道課補佐        |
| 岡剛              |          | 福祉課補佐                      | 企画総務課補佐        |
| 佐久川盛光           |          | まちづくり課補佐（南部広域市町村圏事務組）（合派選） | 福祉課補佐          |
| ☆一般職員級          |          |                            |                |
| 饒平名幹貴           |          | まちづくり課主任技師                 | 企画総務課主任技師（県派遣） |
| 謝敷節子            |          | 税務課主査                      | 学校教育課主査        |
| 伊禮崇枝            |          | 福祉課主任保健師                   | 健康保険課主任保健師     |
| 友寄隆志            |          | 健康保険課主任                    | 生涯学習振興課主任      |
| 幸地朋子            |          | 企画総務課主任                    | 住民課主任          |
| 安仁屋勇希           |          | 企画総務課主事                    | 福祉課主事          |
| 山城司             |          | 福祉課主事                      | 企画総務課主事        |
| 本田裕之            |          | 税務課主事                      | 健康保険課主事        |
| 徳元琴歌            |          | 福祉課主任（沖縄県介護保険広域連合）（派遣）     | 企画総務課主任        |
| ○退職平成三十年三月三十一日付 |          |                            |                |
| 氏名              | 所属       | 氏名                         | 所属             |
| 新里敏昭            | 健康保険課長   | 佐藤芳美                       | 浜田保育所所長        |
| 新垣初江            | 出納室      | 宮城恵美子                      | 健康保険課          |
| 石原光枝            | 阿知利保育所所長 | 島袋春美                       | 阿知利保育所         |

## 税務課からのお知らせです

※町税の納め忘れはありませんか？  
放置しますと延滞金等の不利益が生じます。  
まだの方はお早めにお納めください。

### 平成19年度（現年度分）行政区別納税

（単位：％）平成20年3月末日現在

| 町県民税        |       |  | 固定資産税     |        | 軽自動車税     |       |
|-------------|-------|--|-----------|--------|-----------|-------|
| 行政区         | 収納率   |  | 行政区       | 収納率    | 行政区       | 収納率   |
| 1 東 浜 区     | 98.67 |  | 町 営 住 宅   | 100.00 | 東 浜 区     | 98.92 |
| 2 森 下 区     | 96.82 |  | 県 営 住 宅   | 97.74  | 町 営 住 宅   | 96.74 |
| 3 町 営 住 宅   | 95.61 |  | 中 島 区     | 95.79  | 板 良 敷 区   | 95.40 |
| 4 港 区       | 94.63 |  | 東 浜 区     | 94.10  | 上 与 那 原 区 | 94.54 |
| 5 当 添 区     | 92.69 |  | 森 下 区     | 93.89  | 当 添 区     | 94.05 |
| 6 大 見 武 区   | 91.53 |  | 港 区       | 93.60  | 江 口 区     | 93.75 |
| 7 上 与 那 原 区 | 91.17 |  | 浜 田 区     | 93.40  | 県 営 住 宅   | 93.48 |
| 8 新 島 区     | 88.41 |  | 江 口 区     | 92.67  | 大 見 武 区   | 93.32 |
| 9 板 良 敷 区   | 87.65 |  | 与 原 区     | 92.51  | 港 区       | 92.61 |
| 10 与 原 区    | 86.81 |  | 板 良 敷 区   | 92.17  | 新 島 区     | 92.24 |
| 11 中 島 区    | 85.65 |  | 上 与 那 原 区 | 91.54  | 中 島 区     | 91.17 |
| 12 浜 田 区    | 84.92 |  | 当 添 区     | 90.20  | 森 下 区     | 91.09 |
| 13 江 口 区    | 84.73 |  | 大 見 武 区   | 85.56  | 与 原 区     | 90.89 |
| 14 県 営 住 宅  | 60.78 |  | 新 島 区     | 82.55  | 浜 田 区     | 90.65 |
| 町 外         | 96.16 |  | 町 外       | 94.61  | 町 外       | 98.77 |
| 平 均         | 89.18 |  | 平 均       | 92.82  | 平 均       | 93.49 |

平成19年度中の滞納処分状況（平成20年3月末日現在）

- 預金差押 67件
- 給与差押 1件
- 所得税還付金差押 40件
- 不動産差押 15件
- 生命保険差押 2件

### 軽自動車税減免のお知らせ

身体障害者・精神障害者・療育手帳および戦傷病者の手帳を持っている方の世帯で一定の要件を満たしている場合、軽自動車税の減免を受けることができます。ただし、減免を受けることができるのは障害者お1人につき1台分で、県税の自動車税の減免を受けている方は対象になりません。

減免を受けるには毎年申請が必要です。  
詳しくはお問い合わせください。（軽自動車税係）

※受付期限 平成20年5月26日（月）（土、日祝日を除く）

### 平成20年度 町税納期カレンダー

| 納 期  | 町 税 の 種 類 | 納 期 限  | 口座振替日  |
|------|-----------|--------|--------|
| 4 月  | 固定資産税（1期） | 4月30日  | 4月25日  |
| 5 月  | 軽自動車税（全期） | 6月2日   | 5月26日  |
| 6 月  | 町県民税（1期）  | 6月30日  | 6月25日  |
| 7 月  | 固定資産税（2期） | 7月31日  | 7月25日  |
| 8 月  | 町県民税（2期）  | 9月1日   | 8月25日  |
| 9 月  | —         | —      | —      |
| 10 月 | 町県民税（3期）  | 10月31日 | 10月27日 |
| 11 月 | —         | —      | —      |
| 12 月 | 固定資産税（3期） | 12月25日 | 12月25日 |
| 1 月  | 町県民税（4期）  | 2月2日   | 1月26日  |
| 2 月  | 固定資産税（4期） | 3月2日   | 2月25日  |
| 3 月  | —         | —      | —      |

お問い合わせ

税 務 課 ☎945-4477

町役場の開庁時間は午前8時30分～午後5時30分です。

### 昼休み時間の窓口業務のご案内

正午～午後1時までの間、下記の業務を行っています。

| 住 民 課 ☎945-2072  |               |
|------------------|---------------|
| 業 務 名            | 手数料（1通につき）    |
| ①住民票抄本発行         | 300円          |
| ②住民票謄本発行         | 300円＋（50円×人数） |
| ③戸籍抄本発行          | 450円          |
| ④戸籍謄本発行          | 450円          |
| ⑤住民票除票発行         | 300円          |
| ⑥除籍・改正原抄本発行      | 750円          |
| ⑦除籍・改正原謄本発行      | 750円          |
| ⑧除籍・改正原一部事項証明書発行 | 750円          |
| ⑨印鑑証明書発行         | 300円          |
| ⑩戸籍附票・除票発行       | 300円          |
| ⑪身分証明書発行         | 300円          |

| 税 務 課 ☎945-4477   |                  |
|-------------------|------------------|
| 業 務 名             | 手数料（1通につき）       |
| ① 所 得 証 明 書 発 行   | 300円             |
| ② 納 税 証 明 書 発 行   | 300円             |
| ③ 課 税 証 明 書 発 行   | 300円             |
| ④ 評 価 証 明 書 発 行   | 300円（土地、家屋3筆ごとに） |
| ⑤ 公 課 証 明 書 発 行   | 300円（土地、家屋3筆ごとに） |
| ⑥ 資 産 証 明 書 発 行   | 300円（土地、家屋3筆ごとに） |
| ⑦ 無 資 産 証 明 書 発 行 | 300円             |

①～⑤は代理人の場合、委任状の添付が必要です。  
④～⑥は土地・家屋3筆を越えるごとに手数料が加算されます。  
※固定資産税等各種町税の納付も受付けています。

●その他の証明書等発行、登録、閲覧業務についてはお問い合わせ下さい。

### ご寄付ありがとうございます

有限会社 当山瓦工場 社長 当山 彰 様 金10万円  
字上与那原495番地

与那原町商工会 建設工業部会 様 金10万円  
字与那原3090-8番地

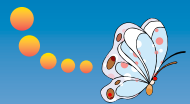
多額のご寄付をいただきました。  
与那原町の人材育成事業に対する深いご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

（平成20年3月末現在）

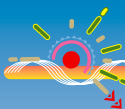
お問い合わせ

与那原町育英会

☎945-2361（教育委員会内）



# お知らせ



## 障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

県では、精神又は身体の重度障害のため、常時特別の介護を必要とするなど、特別の負担を軽減する一助として、在宅の重度障害児（者）に対して、障害児福祉手当（特別障害者手当）を支給しております。以下、その制度について紹介いたします。

|       |                                                                                                                 |                                                                                                                                                  |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支給対象者 | 障害児福祉手当                                                                                                         | 精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の障害児で、福祉保健所長の認定を受けた方。<br>なお、以下の場合は対象となりません。<br>(1)施設に入所（通所を除く）している場合。(2)政令で定める公的年金を受給している場合。   |
|       | 特別障害者手当                                                                                                         | 精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障害者で、福祉保健所長の認定を受けた方。<br>なお、以下の場合は対象となりません。<br>(1)施設に入所（通所を除く）している場合。(2)病院又は診療所に3か月以上入院している場合。 |
| 支給制度  | 手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。                                   |                                                                                                                                                  |
| 手当額   | 障害児福祉手当                                                                                                         | 月額 14,380円（平成20年2月現在）                                                                                                                            |
|       | 特別障害者手当                                                                                                         | 月額 26,440円（平成20年2月現在）                                                                                                                            |
| 支給    | 毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月までの3か月分を、届け出た金融機関の口座に振り込みます。                                                          |                                                                                                                                                  |
| 申請手続  | 認定請求書、所得状況届、所得証明書、住民票謄本の写、認定診断書などの必要書類を添えて、お住まいの町村役場の障害福祉の窓口へ提出して下さい。なお、認定請求書などは町村役場の障害福祉課に備えておりますので、お問い合わせ下さい。 |                                                                                                                                                  |

### お問い合わせ

与那原町 福祉課 身障係 ☎ 945-1525 沖縄県南部福祉保健所総務福祉班 ☎ 889-6364

## マリンタウン東浜

あがり はま

3月末  
までの  
契約状況



住宅用地／231筆

商業用地／25筆 計256筆

只今、随時申し込み受付中!

### お問い合わせ

東浜現地案内所 ☎ 871-9396

東浜ホームページが新しくなりました。  
<http://agarihama.jp>

### 平成20年度

## 貸与奨学生募集について

宗教法人  
洪濟寺

応募資格／学業人物とも優秀であり、学費の支弁が困難な者。

（日本育英会、及び沖縄県人材育成財団奨学生を除く）

貸与額／大学生・専門学校生・・・月額20,000円  
高校生・・・月額10,000円

貸与期間／修業年限の終期まで

返還条件／返還金は、総貸与額の3分の1とする。

選考方法／書類選考と面接により、与那原町内より2～3名決定する。

貸与人数／県内より15名

応募期間／平成20年4月30日（水）

### 連絡先・お問い合わせ

☎ 945-1018（10時～17時の間） FAX 946-3251（寺事務：喜屋武）

宗教法人 洪濟寺 能山宗忠 与那原町字板良敷 1121-1

### お詫び 3月号（No.379）5ページ

◎「きら★きり子ども教室」のバウンドテニス大会優勝者の名前に誤りがありました。

（誤）・低学年 廣井悠乃（5年）→（正）・低学年 廣井悠乃（2年）

（誤）・高学年 廣井悠乃→（正）・石新 南（5年）

訂正してお詫びいたします。生涯学習振興課 ☎ 835-8220

## 4月・5月・6月の無料法律相談

日 時／4月18日（金）・5月16日（金）・6月20日（金）

時 間／午後2時～4時

場 所／町社会福祉センター

申込方法／電話予約が必要です。

担当弁護士／中野清光氏（町顧問弁護士）

### お問い合わせ

企画総務課 ☎ 945-2201

### 平成20年度

## 駐留軍等労働者事前募集

インターネット／平成20年5月7日（水）

午前9時から24時間受付開始

窓口応募／窓口開設期間が変更になりました。  
毎月以下の日程で開設します。※5月～7月までの予定

平成20年5月7日（水）～5月20日（火）

6月2日（月）～6月6日（金）

7月1日（火）～7月7日（月）

窓口受付時間／月曜日～金曜日（祝日を除く）  
午前9時～午後4時30分

応募方法／インターネット、又は窓口のいずれか1回の応募で有効になります。

インターネットで  
応募する場合

労務管理機構のホームページをご覧ください。

<http://www.lmo.go.jp>

窓口で  
応募する場合

申込用紙（指定用紙）に必要事項をご記入のうえ、  
下記受付場所のいずれか1か所に応募してください。

### 窓口応募受付場所及びお問い合わせ

独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構  
那覇支部 管理課 浦添市字城間1985-1 オリオン会館2階 ☎ 879-1024  
那覇支部 沖縄分室 沖縄市中央2-28-1 コリンザ3階  
コザ支部 管理課 沖縄市久保田3-5-10（プラザハウス裏）☎ 8932-1091

## 「5つのかける」運動にご協力を!!

犯罪は、私たちのちょっとした注意で防止することができます。私たちは犯罪を防止するための「5つのかける」運動を推進しています。

**1** いつも犯罪について「**気**にかける」

**2** いつでも「**鍵**をかける」

**3** 鍵をかけたか施錠チェックに「**手間**をかける」

**4** 防犯装置・器具に「**コスト**をかける」

**5** 外出の際には隣近所に、そして不審者や不良少年に「**声**をかける」

与那原地区防犯協会・与那原警察署・与那原町役場

**人生と事業の再スタートを応援**

借金問題・登記・遺言・相続・法律相談

解決方法をお手伝いします。借金問題は必ず解決できます。  
※相談は電話予約が必要です。

### 司法書士 喜屋武事務所

〒901-1303  
沖縄県島尻郡与那原町字与那原606番地  
電話 **(098) 882-8177**  
<http://www.ai-dea.net/shop/kyan/>

包んでポイ **イサゴール50億**

インドの食物繊維と腸内細菌を豊かにする、ビフィズス菌、オリゴ糖などの働きで、たっぷりの便を作り、老廃物や毒素まで包んで排出。ダイエット効果もあり大人気。

便秘でお悩みの方・先着20名様  
快便セットのサンプル進呈!

営業時間/AM9:30~PM8:00  
定休日(日曜日)

板良敷丸大スーパー近く  
**めぐみ薬局**  
**☎945-5710**

ずっといっしょ。ずっとしあわせ。

有料老人ホーム **よー ぼる**  
**ほがらか苑与那原**

オープンしました 事業所番号: 4773400124  
**デイサービスセンター-ほがらか**

てる君 まーちゃん

入居者募集中!!

代表取締役 **照屋 義実**  
(株)ケアサポート(照正グループ)

〒901-1303 与那原町字与那原1122番地  
[www.terumasagumi.co.jp/hogaraka/](http://www.terumasagumi.co.jp/hogaraka/) TEL&FAX **(098) 945-0556**  
E-mail: hogaraka@terumasagumi.co.jp

医療法人 **和の会**

## 与那原中央病院

診療科目 \_\_\_\_\_ 院長 与儀 裕

内科・外科・整形外科・眼科・皮膚科・麻酔科  
肛門科・泌尿器科・放射線科・リハビリテーション科  
消化器科・循環器科・呼吸器科・歯科・歯科口腔外科  
心カテ検査・睡眠時無呼吸検査・人工透析・人間ドック

〒901-1303 与那原町字与那原2905 **☎(098) 945-8101 (代)**

浜田区に引越しました **ケアセンター日の出園**

与那原日の出園は皆さんが気軽に足を運べるように身近な場所で介護のお手伝いを致します

- 与那原日の出園指定居宅介護支援事業所 介護サービス計画(ケアプラン作成)
- 与那原日の出園ホームヘルパーステーション 訪問介護(ホームヘルパー派遣)

お知らせ: 与那原日の出園デイサービスセンターが4月1日より日曜日も営業致します

与那原町字与那原 2999 番地の1 一番館 1F TEL 098-946-4764・0708

ケアセンター日の出園

↑ 西原  
一番館  
与那原署  
与那原小学校

**冠婚葬祭**

## (有)セレモニー沖縄

代表取締役 伊是名 雅 敏  
与那原町字与那原349番地の1 **☎946-9300**

24時間受付

生花部 フラワーショップ みやび

TEL 098-946-2117  
FAX 098-946-5692

0120-69-2117

マリンタウンゴルフ 与那原署

← 至 佐敷

■ 知念高校 セレモニー沖縄 フラワーショップみやび

■ 与那原支店 海邦銀行

至 西原

■ 与那原小学校